

(意見書案第1号)

台湾からの観光客に対する国際免許証の発行を求める意見書

政府は、平成15年7月31日、観光立国関係閣僚会議において、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため、「観光立国行動計画」を策定し、円滑な訪日を支える環境整備の一環として、査証取得の負担軽減を盛り込んだ。これを受けて、昨年9月から台湾観光客へのビザ恒久免除が認められている。

北海道を訪れる外国人観光客は、台湾からが最も多く、平成16年の観光客数のうち、全体の48.8%を占める約20万8千人が来道し、その内、釧路空港を利用した207便、30,600人以上に上る観光客の往来は釧路地域へ多様な経済効果をもたらしている。

特に、知床の世界自然遺産登録で注目度が高まる中、レンタカー運転による個人旅行者のニーズに応えることは、台湾からの観光客の誘致をさらに活発化させるものと期待され、一層誘致に弾みがつくものと思われる。

よって、国においては、台湾からの観光客を誘致し、また、台湾との交流を一層促進するため、日本と台湾の相互許可による国際免許証の発行ができる措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
国土交通大臣
警察庁長官

宛

台湾からの観光客に対する国際免許証の発行を求める意見書

政府は、平成15年7月31日、観光立国関係閣僚会議において、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため、「観光立国行動計画」を策定し、円滑な訪日を支える環境整備の一環として、査証取得の負担軽減を盛り込んだ。これを受けて、昨年9月から台湾観光客へのビザ恒久免除が認められている。

北海道を訪れる外国人観光客は、台湾からが最も多く、平成16年の観光客数のうち、全体の48.8%を占める約20万8千人が来道し、その内、釧路空港を利用した207便、30,600人以上に上る観光客の往来は釧路地域へ多様な経済効果をもたらしている。

特に、知床の世界自然遺産登録で注目度が高まる中、レンタカー運転による個人旅行者のニーズに応えることは、台湾からの観光客の誘致をさらに活発化させるものと期待され、一層誘致に弾みがつくものと思われる。

よって、北海道警察においては、国に対して、台湾からの観光客について日本と台湾の相互許可による国際免許証の発行ができる措置を行うことを求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日

釧路市議会

北海道警察本部長 宛